

○消防法施行規則第12条第1項第8号の規定 による防火対象物の指定について

平成16年9月17日
消防本部告示第1号

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条第1項第8号ハの規定により火災予防上必要があると認めて指定する防火対象物は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イおよび(16)項イに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上の防火対象物
 - イ 地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が20,000平方メートル以上の防火対象物
- (2) 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項までおよび(16)項ロに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上のもののうち、次のいずれかの設備が設置されているもの
 - ア 令第12条第1項の規定に基づくスプリンクラー設備
 - イ 令第13条第1項の規定に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）または粉末消火設備（移動式を除く。）
- (3) 地階の床面積の合計が5,000平方メートル以上の防火対象物で、次のいずれかの設備が設置されているもの
 - ア 令第12条第1項の規定に基づくスプリンクラー設備
 - イ 令第13条第1項の規定に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）または粉末消火設備（移動式を除く。）
- (4) 前各号に掲げる防火対象物のうち、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）第2条第1号に規定する特定共同住宅等に該当する場合は、総合操作盤を設置しないことができる。